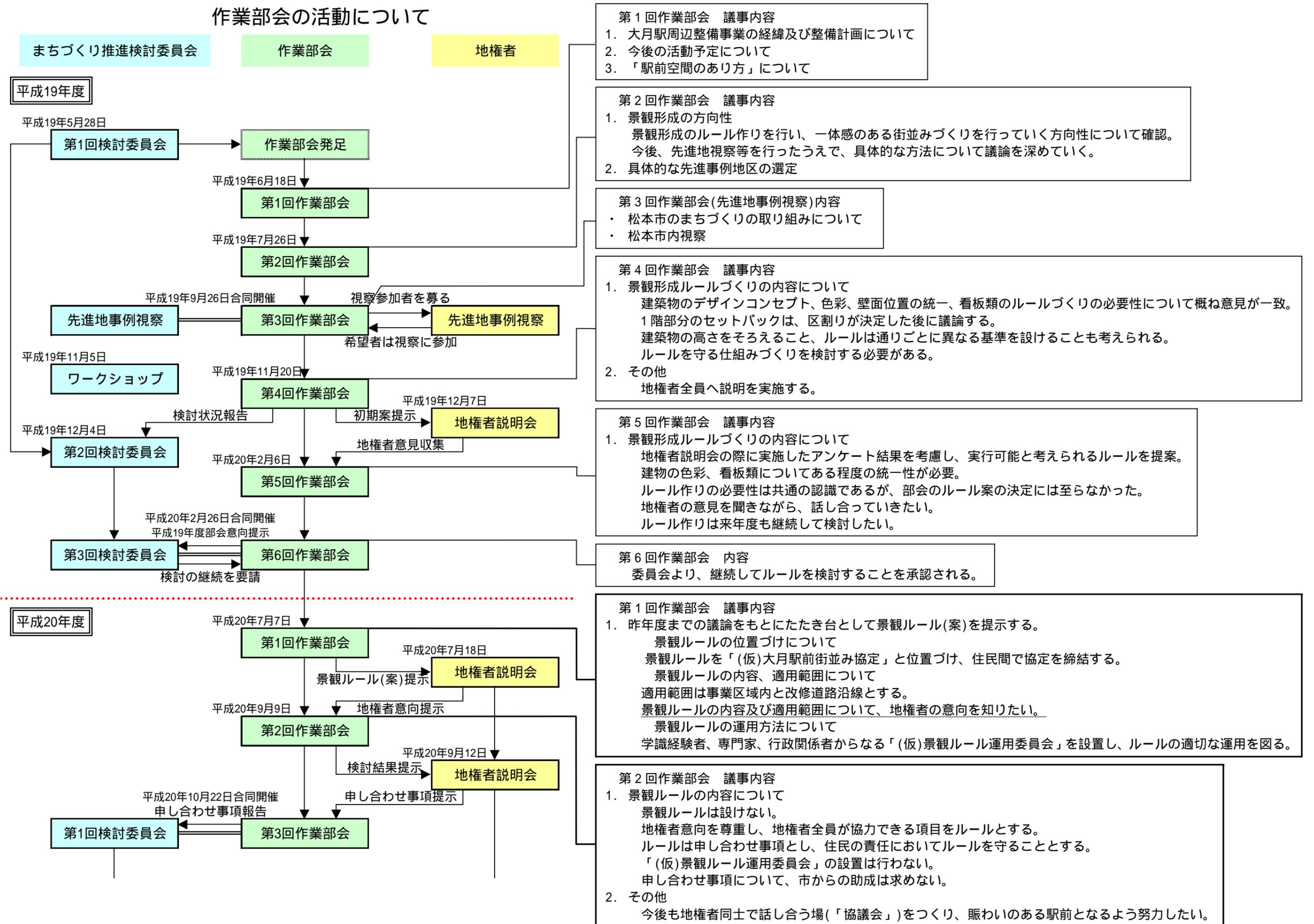


作業部会の活動について



景観ルール(案)

平成20年7月7日(月)
第1回作業部会検討内容

分類・番号	内容	数値化
I 形態・意匠	1 大月の景観要素(宿場町の街並みなど)を取り込んだものとする。現代的で洗練されたデザインが望ましい。	-
	2 南欧風や中国風など、明らかに異国を感じさせるような外壁デザインにしない。	-
	3 1階が店舗の場合は、ガラスを用いるなど建物内部の商品や活動が歩行者に感じられるように工夫し、賑わいを創出する。	-
	4 1階が駐車場となる場合は、外壁とともに街並み景観の向上に寄与するような門扉やシャッターを設置する。	-
II 壁面位置	1 駅前通り線、駅西通り線、駅東通り線、南口駅前広場に面する建物壁面線は道路境界線に揃え、統一感を出す。ただし、玄関ポーチ等で壁面が部分的にくぼんだ場所(アルコーブ)ができることは可とする。	○
	2 建物の横を自動車や歩行者が通行する角地などは、隅切りを可とする。	○
III 色彩	1 屋根、外壁ともに派手な印象を与える彩度の高い色(原色等)は用いない。	○
	2 屋根、外壁ともに岩殿山をはじめとする山並みの色彩に配慮し、山並みの色彩と対比する明度の高い色彩は避ける。ただし、自然素材(漆喰)に関してはこの限りでない。	○
	3 街並み全体の調和に配慮した色彩を用いながら、各商店の個性を最大限に生かす。	○
IV 屋外広告物	1 屋上広告物、壁面利用懸垂幕、窓面利用広告物は原則として設置しない。ただし、壁面利用懸垂幕については、(仮)様式1の申請用紙を(仮)ルール運用委員会に提出し、許可を得ることで一定期間の利用ができることとする。	-
	2-1 駅前広場、(①駅前通り線、②駅西通り線、③駅東通り線)では、眺望を阻害しない壁面広告物とする。	○
	2-2 (①駅前通り線、②駅西通り線、③駅東通り線)では、小型の突出広告物を設置する。ただし、小型の壁面広告物であれば併用することができる。入居するテナントが複数ある場合は、等間隔で上部に設置できることとする。	○
	3 広告物の中で原色を用いる面積を極力控える。	○
	4 広告物の光源(LED等)は点滅させない。	-
V 設備機器類	1 空調の室外機や高架水槽等の設備機器類は、設置する位置や、壁やルーバーで覆うなどの配慮をし、通りから目立たないようにする。	-
	2 給排水管や空調ダクトが通りから目立たないようにする。	-
	3 プロパンガスボンベや物置、メーター類は通りから直接見えないように配慮する。	-
	4 自動販売機を設置する場合は、屋根、外壁とともに山並みの色彩と対比する明度の高い色彩は避ける。設置位置、設置数なども周辺景観に配慮する。	○

- 備考
- 「数値化」は、具体的な数字を決定する事項。
 - IV-2-1,2-2は通り毎にどちらかを選択するように設定。
 - 最低限守るべき事項
 - 上乘セルールとして補助金対象にすべき項目

地権者意向

平成20年7月18日(金)
大月駅前を考える会意見内容

分類・番号	内容	数値化
I 形態・意匠	1 1階が店舗の場合は、ガラスを用いるなど建物内部の商品や活動が歩行者に感じられるように工夫し、賑わいを創出する。	-
	2 1階が駐車場となる場合は、外壁とともに街並み景観の向上に寄与するような門扉やシャッターを設置する。	-
II	1 建物の横を自動車や歩行者が通行する角地などは、隅切りを可とする。	○
III 色彩	1 屋根、外壁ともに派手な印象を与える彩度の高い色(原色等)は用いない。	○
IV 屋外広告物	1 窓面利用広告物は設置しない。	-
	2 駅前広場、駅前通り線、駅西通り線、駅東通り線では、小型の突出広告物を設置する。ただし、小型の壁面広告物であれば併用することができる。入居するテナントが複数ある場合は、等間隔で上部に設置できることとする。	○
	3 広告物の中で原色を用いる面積を極力控える。	○
	4 貸し看板は設置しない。	-
V 設備機器類	1 空調の室外機や高架水槽等の設備機器類は、設置する位置や、壁やルーバーで覆うなどの配慮をし、通りから目立たないようにする。	-
	2 給排水管や空調ダクトが通りから目立たないようにする。	-
	3 プロパンガスボンベや物置、メーター類は通りから直接見えないように配慮する。	-
	4 自動販売機を設置する場合は、屋根、外壁とともに山並みの色彩と対比する明度の高い色彩は避ける。設置位置、設置数なども周辺景観に配慮する。	○

- 備考
- II：壁面位置
 - 「数値化」は、具体的な数字を決定する事項。
 - 最低限守るべき事項
 - 上乘セルールとして補助金対象にすべき項目
 - 赤文字：文言を修正した事項。
 - 赤枠：新たに上乘セルールとして補助金対象にすべき項目に修正した事項。

検討結果

項目	第1回作業部会		第2回作業部会
ルール	景観ルール(案)	→	地権者意向
ルールの位置付け	協定	→	申し合わせ
ルール適用範囲	事業区域及び沿線	→	事業区域のみ
市からの助成金	あり	→	なし
ルール検査機関	あり	→	なし
ルール運営機関	あり	→	あり

- 自発的街づくりを尊重し、皆が守れる約束事とした。
- 今後は、街並みづくり協議会を設置し、住民相互で協力しあい、より美しく、より良い大月駅南口を目指す。

大月駅南口 賑わい街並みづくり申し合わせ (案)

前文

私たちは、大月駅周辺整備事業に伴い、新しい大月駅南口が誕生するにあたり、この街が大月を訪れる人々や大月駅を利用する人々に、安全で快適な空間を提供できる街として、賑わい、発展していくことを願うものであります。

平成 19 年 5 月、賑わいと魅力あるまちづくりを実現するために、大月市に「まちづくり推進検討委員会」及び、その下部組織である「作業部会」が設置され、地域住民と行政との協働により、新しく生まれ変わる大月駅前の個々の建築物等が大月市の玄関口としてふさわしいものになるよう、景観ルールづくりについて検討してきました。

私たちは、これまでの検討を通し、大月の玄関口として“賑わいのある街並み”をつくっていくことは、私たちの責務であるとの認識を深め、人々に安心と楽しみを十分に満喫してもらうことのできる駅前づくりを目指し、私たち一人一人が協力できる事柄を、私たちが守るべきルールの第一歩として確認しました。今後も大月市の賑わいに私たち一人一人が貢献できるように、引き続き安全で快適な空間を提供できるまちづくりに取り組んでまいります。

大月駅周辺整備事業を契機に生まれ変わる大月駅南口の歴史を新たに踏み出すべく、私たちはここに「大月駅南口 賑わい街並みづくり申し合わせ」(略：申し合わせ)を定めます。

第1条 目的

1. この申し合わせは、大月駅南口の建築物、工作物等の建設・設置に関する事項を定め、大月を訪れる方や大月駅を利用する方々に、安全で快適な空間を提供し、“賑わいのある街並み”をつくることを目的とします。

第2条 申し合わせ参加者の責務

1. 申し合わせ参加者は、大月の玄関駅前にふさわしい個性あふれる店舗・住居を建築し、維持、改善していきます。
2. 申し合わせ参加者は、大月を訪れる方や大月駅を利用する方々に、安心と楽しみを充分満喫してもらうことのできる街並みづくりを行うよう、努力します。
3. 上記第 1 項及び第 2 項を実行する際に、必要最小限のルールとして、第 3 条から第 6 条に定める事項を守ります。

第3条 外観・意匠に関する事項

1. 建物の外観・意匠については、賑わいづくりにつながるように工夫します。
2. 1 階が店舗の場合は、商品や活動が歩行者に感じられるようにするなど工夫します。
3. 1 階が駐車場となる場合は、外壁とともに街並み景観の向上に寄与するよう配慮します。

第4条 色彩に関する事項

1. 屋根、外壁ともに奇異な色(原色等)は極力用いません。

第5条 屋外広告物に関する事項

1. 窓面利用広告物は極力設置しません。
2. 貸し看板は設置しません。
3. 駅前広場、駅前通り線、駅西通り線、駅東通り線では、小型の突出広告物を設置します。入居するテナントが複数ある場合は、等間隔で上部に設置します。
4. 広告物の中で原色を用いる面積を極力控えるよう努力します。

第6条 設備機器類に関する事項

1. 空調の室外機や高架水槽等の設備機器類は、設置する位置や壁やルーバーで覆うなどの配慮をし、通りから目立たないようにします。
2. 給排水管や空調ダクトが通りから目立たないようにします。
3. プロパンガスボンベや物置、メーター類は通りから直接見えないようにします。
4. 自動販売機を設置する場合は、色、設置位置、設置数など周辺景観に配慮するよう努力します。

第7条 大月駅南口賑わい街並みづくり協議会に関する事項

1. 住民間相互の情報交換・共有、申し合わせの普及拡大などに努め、着実な推進を図るために、申し合わせの確認と同時に、申し合わせ参加者全員により、「大月駅南口 賑わい街並みづくり協議会」(略：協議会)を発足します。
2. 協議会は、住民相互で協力しあい、安全で快適な“賑わいのある街並み”づくりに取り組み、より美しく、より良い大月駅南口を目指します。

以上のとおり、私たちは大月駅南口賑わい街並みづくり申し合わせ事項を確認しました。

平成 年 月 日

署 名	押 印	署 名	押 印
_____	印	_____	印
_____	印	_____	印
_____	印	_____	印
_____	印	_____	印
_____	印	_____	印
_____	印	_____	印
_____	印	_____	印
_____	印	_____	印
_____	印	_____	印
_____	印	_____	印